

議案第44号

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日

西脇市長 片山象三

(理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例  
 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市議会議員及び西脇市長の選挙に関する条例の一部改正)  
 第1条 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年西脇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公費の支払)                      第4条 西脇市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであり、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)                      第4条 西脇市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであり、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)  
 第2条 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(令和2年西脇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公費の支払)                      第4条 西脇市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該</p>	<p>(公費の支払)                      第4条 西脇市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該</p>

候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数を乗じて得た金額を、当該候補者からの申請に基づき、当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数を乗じて得た金額を支払う。

(公費負担の限度額)  
第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。

候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数を乗じて得た金額を、当該候補者からの申請に基づき、当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数を乗じて得た金額を支払う。

(公費負担の限度額)  
第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。